

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月28日 06時45分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港海南第2区 海南北防波堤灯台から真方位113°130m付近 (概位 北緯34°08.8′ 東経135°11.1′)
事故の概要	プレジャーボートふくろう丸は、西進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。 ふくろう丸は、左舷船首部に擦過傷を生じ、また、ミニボートは、右舷船尾部に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月4日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ふくろう丸、5トン未満（長さ7.47m） 250-36773和歌山、個人所有 B ミニボート（船名なし）、長さ2.67m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m 日出時刻：07時04分ごろ
事故の経過	船長Aは、操縦席に腰を掛けて操船していたところ、船首方に船舶を見掛けなかったため、操縦席の周りの窓ガラスを拭いていた。 操縦者Bは、漂流して白色の全周灯を表示し、船外機を停止して釣りをするための投錨準備を行っていた。
分析	A船は、船長Aが、船首方に航行の支障となる船舶がないものと思い、操縦席の周りの窓ガラスを拭いて、見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、投錨準備をしていて見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、A船の船長A及びB船の操縦者Bが共に見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中及び漂流中は、常時見張りを適切に行うこと。
-----------	---